

会 議 録

|              |  |   |
|--------------|--|---|
| 会議名          | 平成29年度 第1回 小金井市学童保育所運営協議会  |   |
| 事務局<br>(担当課) | 児童青少年課   |   |
| 開催日時         | 平成29年4月20日(木)19時00分～21時10分   |   |
| 開催場所         | 601 会議室  |   |
| 出席者          | 委員   | 伏見委員長、百瀬副委員長、大澤委員、仙澤委員、鈴木委員、中山委員、外山委員、小岩井委員、安達委員、大村委員、田上委員、藤森委員、井出委員、野口委員 |
|              | 事務局  | 山田学童保育係長  |
| 会議次第         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状の伝達</li> <li>3 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学童保育の保育内容について</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> <li>4 閉会</li> </ol>   |   |
| 配布資料         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井市学童保育所運営協議会設置要領</li> <li>・平成29年度学童保育所入所児童数及び職員体制</li> <li>・平成29年度予算編成にあたっての要望について(回答)</li> <li>・小金井市立学童保育所運営業務委託事業者募集要項(案)</li> <li>・小金井市立みなみ学童保育所運営業務概要(案)</li> <li>・小金井市立さわらび学童保育所運営業務概要(案)</li> <li>・小金井市立学童保育所運営業務委託事業者選考審査基準(案)</li> </ul>   |   |
| 議事           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども家庭部長兼児童青少年担当部長の挨拶</li> <li>(2) 委員及び事務局担当職員の自己紹介</li> </ol> </li> <li>2 委嘱状の伝達</li> <li>3 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学童保育の保育内容について <ol style="list-style-type: none"> <li>①小金井市学童保育所運営協議会設置要領第5条第2項の確認<br/>委員長：伏見児童青少年課長とする。<br/>副委員長：百瀬委員の選出があり承認。</li> <li>②平成29年度学童保育所入所児童数及び職員体制について<br/>(市)委員長から資料の説明。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> |   |

(学) 障がい児 1 名に対して、何名の職員体制か。

(市) 障がい児 1 名に対して、必ずしも 1 名が付くわけではなく、障がい児の学年及び人数によって対応が変わる。

障がい児 1 名 (4 年生) : 臨時職員 1 名

障がい児 1 名 (1～3 年生) : 臨時職員 1 名

障がい児 2 名 (1～3 年生) : 非常勤嘱託職員 1 名

(学) 市職員と委託所の職員の呼び名が違うのはどういうことか。

(市) 市職員は、条例等で定められた勤務形態により決まっている。委託所職員は、事業者によって勤務形態と呼び名が市と一致しない場合があるため、常時勤務する職員を常勤職員とし、それ以外の職員と区別し記載した。

(学) 直営の非常勤嘱託職員の 1 週間の所定労働時間数は。

(市) 週 30 時間

(学) 正規職員は

(市) 週 38 時間 45 分

(学) 委託の常勤職員とどのくらい違うのか

(市) 民間企業については、労働基準法に基づいて、各事業者が勤務時間数を定めるため、事業者ごと違いが生じてしまう。市としては仕様書に合致する常勤職員の配置を求めるが、実際の体制は、各業者の企業努力の中で配置することなので、一律に指定することはできないことをご理解いただきたい。

考え方としては、みなみ・さわらび学童保育所運営業務概要 7 ページの職員配置基準のとおりである。

(学) 人数が増えている学童は、職員配置人数を増やしているのか。

(市) そのとおり。

③平成 29 年度予算編成にあたっての要望に対する回答について

(市) 各所の要望について、今年度実施予定の案件及び既に実施済みの案件についてまとめた。

(学) ほんちょう学童については、今年度の本町児童館内での暫定的な 2 所化に伴う問題として、ボール遊びなどを行う環境に乏しいため、現本町児童館の屋上に現在よりも高さのあるネットを設置して、ボール遊びができるような保育環境を整えていただきたい。

(市) 本日の会議では要望として承る。ただし、都市計画の関係等や各種規制を踏まえて検討したい。

(学) みどり学童も、近年の過密状態の懸念から大規模化について対応し

なければならぬと考えている。要望書などを検討する場合の予算決定スケジュールを教えてください。また、大規模化の解消の考えは。

(市) 当初予算については、例年 10 月頃に予算要求し、財政当局とヒアリングを行っていく。2 月の定例議会で審査され、可決されれば 4 月 1 日から執行される。

大規模化については、あらゆる方策を検討中である。来年度に向けて、協議会を通して検討していきたい。

ただし、施設を建築する場合は、通常、設計及び工事にそれぞれ 1 年程度かかる。そのため、時間かかることを認識いただきたい。

(学) あかね学童は 1 年生が多く、また、入所者も 1 年生がより多くなることから、将来を考えて検討してほしい。

(市) 第三小学校の児童数の増加については、市及び教育委員会も認識しているところで、それを踏まえて調整しているところである。

(学) 学童施設は 3 階建にできないのか。

(市) 用途地域によるため、容積率等がクリアできれば可能である。ただし、その他建築規制の影響を受ける場合もある。

(学) 利用者数の割合や、平均利用者数のデータは公表していないのか。

(市) 4 月の利用実績は、5 月中旬頃に提示することができる。なお、補助金に対する考え方は、利用実績ではなく、利用予定日数であるため、算出するためにはアンケートが必要となる。参考までに、平成 28 年度 5 月のデータによると、毎日利用する予定の児童については、全所平均約 85%、実際の利用率は、平均約 70 数%と実績が下回る。

利用率だけでなく、利用者数の状況も、夏休みを境にして、3 年生を中心に利用者少なくなる傾向にあるが、年度によって状況が違う。

(学) 全国的にも似た状況のようだが、小金井市は、他の自治体に比べるとやめない率が高いようだ。

(学) たけとんぼ学童のマイク付ワイヤレスアンプの購入はいつ頃か。

(市) 契約の状況から 2 ヶ月程度かかると思われるが、いつ頃までに必要か。

(学) 7 月までには購入してほしい。

(学) さわらび学童とたけとんぼ学童で、蚊の駆除の要望は叶わなかったのか

(市) 本回答文は現時点で対応可能なもののみ記載している。

(市) 様々な要望について、優先度を勘案して精査しながら、財政当局と検討する必要があるため、学保連で優先順位も含めて内容を精査してほしい。

④各学童の状況について

各所担当の職員から、4月の状況について報告。

⑤小金井市立学童保育所運営業務委託事業者募集要項等について

(市) 前任の委員の要望を反映させた現時点の案である。持ち帰って学保連で検討をお願いしたいが、今の時点で質問があればお受けしたい。

事業者募集要項については、提案書の段階で各所の取り組みを反映するように学保連から要望が出されており、8～9 ページを中心に各項目として取り入れている。また、みなみ学童業務概要については、キャンプについて記載した。当該記載を除けば、基本的に2所とも同じ内容となっている。

業務委託事業者選考審査基準については、これから協議・調整が入るため、意見をまとめてほしい。

(学) 業務概要や募集要項の決定はいつか。

(市) 6月中旬には決裁を完了したいため、5月中には決定したい。

委員会で一任された経緯があるが、細かい修正などがあればお受けしたい。

(学) 平成29年度予算編成にあたっての要望書についての回答の中で、民間委託の課題への対応として、平成28年9月28日付けの再発防止策の市の方針等に基づき云々とあるが、募集要項や審査基準のどこに反映されているか。また、募集要項や審査基準の意見集約は協議会で行うのか、それ以外の方法もあるのか。

(市) 前提として募集要項は全て見直しを行ったことをご理解いただいたうえで、見直しの具体的なものとしては、

・スケジュール

9月補正予算を組んで10月から行うところを、新年度予算に変更し、1年間かけて募集していくことになった。

・引継ぎ

10月中に事業者との契約締結を行い、1月から引継ぎができるようにスケジュールを変更した。

・委託料

定員超過及び障がい児の入所数に応じた見直しを行った。

・市との関係・連携や職員間における報告体制等を踏まえて再発防止策の考え方に反映した。また、提案書の内容や学保連の要望について、反映した。

(学) 夏休み等の開所時間が長い場合など、常勤の勤務時間数が 30 時間で対応しきれぬのか。また、一人当たりの人件費を計算している資料は見ることは可能か。

(市) 30 時間「以上」なので、各事業者の勤務体系に基づいて対応してもらおうことになる。また、人件費については、仕様書で 5 人以上の職員を配置することになっており、委託業者が配置人数を決定して、その上で、全体の人件費を算定するものである。市側から示すものではないと考えている。市職員給与から見積算定は行っているが、入札前なので資料の提示はご容赦願いたい。

(学) 常勤や非常勤の配置人数は業者次第ということか。

(市) 各業者の給与体系に基づいて、人件費を算定して入札額を決定する。

(学) 常勤の時間が短くなると、常勤らしくなくなるので、預ける側としては不安だ。

(市) 開所時間は常に常勤を配置しなければならない仕様となっているため、仕様を逸脱しない範囲で、いかに職員配置に予算を割いてもらうかだと考える。

(学) 委託事業者募集の周知の開始について、募集要項が配布されることによってなのか、またはホームページへの掲載の時点なのか。また、ホームページ等の「等」は、どのような方法を考えているのか。また、応募資格のある事業者に、募集の斡旋を行うことはあるのか。

(市) 市報とホームページに同日付けで掲載する。斡旋については、今のところ行うとも行わないとも特段考えていないが、応募の状況によっては検討するかもしれない。

(市) 契約担当課に確認したところ、4 都県の事業者には公平な情報を周知することが前提であり、個別の事業者には斡旋することは認められないとのことである。ただし、ホームページで募集の予告を行うことは可能なため、実施するか現在検討中である。掲載するとすればゴールデンウィーク明け頃を想定している。

(学) 見積上限額は決まっているのか。

(市) 予算書に記載されているとおり。既委託施設の委託料の考え方と同じであり、児童数が増えれば金額が変わり、障がい児が入所すれば加算される。なお、加配の部分は現時点では不確定であるため、来年度予算で要求し、別途契約することになる。

(学) プロポーザルは一般に公開されるのか。

(市) 前回のプロポーザルに関しては、第 2 次審査のプレゼンテーショ

ンを公開した。今回も同様と考えている。

(学) 本要項はプロポーザル方式になるのか。仕様がかなり縛られているように感じるがいかがか。

(市) プロポーザルである。

(学) スケジュールはいつごろ決定するのか。

(市) 最終的な決定はしていないが、予定としては、

- ・ 募集要項等の配布 : 6月15日頃
- ・ 施設見学 : 7月第1週
- ・ 第1次審査 : 8月下旬
- ・ 第2次審査 : 9月下旬又は10月上旬

を考えている。

(学) 不調の場合はどうするのか

(市) 応募事業者がない場合の可能性もゼロではない。

(学) その場合の対応はどうするのか。

(市) スケジュールも含めて、再検討せざるを得なくなる。

(学) 平成29年度のあかね学童、みどり学童、まえはら学童の委託料の金額はいくらか。

(市) あかね学童、みどり学童合わせて約7,700万円。

まえはら学童は約3,500万円。

(2) 委託に関する説明会について

みなみ学童保育所 : 5月17日(水)

さわらび学童保育所 : 5月19日(金)

(3) 次回日程について

(市) 5月25日(木)及び5月26日(金)を予定。後日連絡。

(4) 会議録の作成について

会議録の作成は以下のとおり分担することに決定した。

事務局 : 4月、8月、12月

協議会推薦委員 : 上記以外の月

事務局で作成した場合は、各委員確認のうえ、協議会で確定する。協議会推薦委員が作成した場合は、事務局で修正した後、各委員確認のうえ、協議会で確定する。